

[原 著]

アンチ・ドーピング教育に関する研究
—アンチ・ドーピングに関する学生の意識—

依田充代*1・亀山有希*2・鈴木一宏*2・
伊藤雅充*2・小島真里子*2

(2006年10月30日受付, 2007年1月29日受理)

A Study of Anti-Doping Education
—Students' Consciousness for Anti-Doping—

Mitsuyo YODA, Yuuki KAMEYAMA, Kazuhiro SUZUKAWA,
Masamitsu ITO and Mariko KOJIMA

In 1999, WADA (World Anti-Doping Agency) was founded, and in 2001, JADA (Japan Anti-Doping Agency) was also established. In 2003, the Asia Oceania Branch Office was opened in Tokyo and later that year the Shizuoka National Policy saw the introduction of doping control at the National Athletic Meet; thus giving rise to future advancement in the various activities of anti-doping on a national level. It is developments such as these that compel this university to urgently examine just what type of anti-doping education is necessary for students currently making grounds as athletes, and other students wishing to pursue a future in sports training.

There are four major points that can be attributed to the results of this research; 1) the higher the year level, the lower the number of members to each respective sports department (clubs and circle), 2) the higher the year level, the higher the competitive level with approximately 50% of third year students participating in tournaments at a national level, 3) the lower the year level, the more experience students have with being prescribed oral medicine from sports doctors, and 4) approximately 20% of students have received some type of education on the issue of anti-doping.

In this research, it was made clear that amongst the students who have and have not received education on anti-doping; it is the students who have not received such instruction who do not have a great sense of ethical value. These results suggest that anti-doping education does indeed have an effect. The research also brought to light the fact that there is a greater need for anti-doping education the higher the year level, for those wanting to know about doping with regards to Article 7 from the list of 10 Articles.

Furthermore, when comparing the different year levels with regards to their awareness regarding doping, it was found that there were far more ethical issues amongst the second year students than there were first and third year students. It is for this reason that the results illustrate just how early education for first years on the issue of anti-doping, would be an effective step.

Regarding anti-doping education at this university, one can foresee the implementation of anti-doping specialist organizations and movements towards the organization of anti-doping campaigns. In addition, there will come to be a need for systematic anti-doping research in research institutes and training centers, and the requirement to release findings of these and other institutions concerned, to students. With concerns to education, there is a need to further educate about anti-doping through a cooperative partnership of sports agencies, respective clubs and circles and regular lessons at the university. In particular it is students who are currently involved in sports as athletes who will require the establishment of a specialist body overseeing doping. Students, who are not currently active as athletes but will possibly become involved in the area of player development in their futures, are also

*1 日本体育大学女子短期大学部, *2 日本体育大学

deemed to require such an education. It is therefore seen as necessary to integrate anti-doping education into part of the mainstream curriculum, for the education of all students of the university.

From herein, I would like to conduct research on the following two main factors; 1) the comparative difference between this universities students and the students of other universities with regards to their sense of ethics concerning anti-doping, and 2) to investigate the current situation of anti-doping education around the world. It is my goal via the advancement of systematic anti-doping research and education, to assist in the direction of anti-doping education amongst other universities and within the sports world as a whole.

Key words: Anti-Doping, Anti-Doping Education, WADA, JADA, National Athletic Meet

キーワード: アンチ・ドーピング, アンチ・ドーピング教育, WADA, JADA, 国民体育大会

1. 研究目的

スポーツ科学の発展に伴い、ドーピング問題も複雑化している。現在 WADA (世界アンチ・ドーピング機構) の禁止している薬物は多様化し、選手たちは薬を飲む際には禁止薬物が含まれているかどうかを慎重に検討する必要がある。しかし、実際にドクターからの指導を受けている選手はほんの一握りであり、それぞれの競技団体や選手たち個人にドーピング管理を委ねているのが現状である。

ドーピングが禁止される理由としては、①健康を害する危険性が高いこと、②スポーツ精神に反すること、③社会的に悪影響を与えることの3点が指摘できる。

①の「健康を害する危険性が高い」は、これまでの薬物使用による選手の死亡事例からも明らかであるが、例えばテストステロンを使用した場合、前立腺肥大の促進や腫瘍の悪化、女性胎児の男性化、子どもに与えた場合は骨端軟骨の早期閉鎖や性的早熟、女性の副作用の特徴としては、性欲昂進、月経異常、座そう、多毛、非可逆性の嗄声、乳房縮小、陰核肥大など、男性の副作用の特徴としては、陰茎肥大や持続的勃起、睪丸機能抑制などの病気が心配される。またアナボリックステロイドを使用した場合には、肝臓や腎臓の機能を低下させ、泌尿器系の癌や性機能障害、精神病などの副作用を伴う病気が心配される。

②の「スポーツ精神に反すること」は、スポーツは公正なルールによって成り立っているということを認識する必要がある。公正にフェアに「一定のルールにより競い合う」これがスポーツである。これは2003(平成15)年に出された、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)ドーピング規定で定められたスポーツ精神の中でも示されている。スポーツ固有の価値観を保全するという概念から、スポーツ精神の特徴として「倫理観、フェアプレーと誠意」、「健康」、「優れた競技能力」、「人格と教育」、「楽しみと喜び」、「チームワーク」、「献身と真摯な取り組み」、「規則・法令を尊重す

る姿勢」、「自分自身と他の参加者を尊重する姿勢」、「勇気」、「共同体意識と連帯意識」の11項目が明らかにされた。そして、薬物を使用するということは、これらのスポーツ精神に反するということである。

③の「社会的に悪影響を与えること」は、オリンピック選手やプロ・スポーツ選手が薬物を使用すると、選手たちにあこがれる子どもたち、スポーツを観戦し、応援している全世界の人たちに薬物の使用に対する安易な考え方を広めることになる可能性があり、社会への悪影響につながる。有名選手の薬物使用が子どもたちに与える影響ははかりしれない。プロ・スポーツ選手へのあこがれが、ジュニア選手の薬物使用に結びつく可能性が高いことなどが考えられる。

さらに、近年の社会現象の一つである、肉体を売り物にした格闘技や筋肉バトルなどの人気から、身体を鍛えるということに魅せられ、安易に薬物に手を出してしまう可能性やインターネットなどで簡単に薬が手に入ってしまう現状は、選手個人に任せておいても安心して競技できる状況にあるとはいえない。

平成15年の静岡国体から、国民体育大会でのドーピング検査が始まり、国際レベルの選手以外にもドーピング検査を受ける可能性が高まり、スポーツ選手としても将来のスポーツ指導者としてもドーピングに関する専門的な知識が必要となってきた。また、本学学生は将来スポーツ指導者となる可能性が高く、ドーピングに関する知識や倫理観の形成は重要であり、そのための教育体制を早急に形成する必要がある。

そこで本研究では、聞き取り調査をもとに現在の日本のアンチ・ドーピングに関する動向を明らかにし、本学学生を対象にドーピングに関するアンケート調査を行い、その実態を明らかにすることにより、今後のアンチ・ドーピング教育の課題を検討することを目的とする。

2. 研究方法

JADA(日本アンチ・ドーピング機構)、日本体育協

会、8道府県体育協会の聞き取り調査をもとに現在の日本のアンチ・ドーピングに関する動向を明らかにし、本学学生のアンケート調査によりドーピングに関する意識を明らかにした。分析は「ドーピングに対する考え方(社会的側面・教育的側面・医学的側面)」25設問、「ドーピングに対して知りたいこと」10設問に対し5段階のSD法を用いて行った。属性は①性別、②運動部(クラブ・サークル)所属の有無、③競技レベル、④スポーツ・ドクターからの医薬品の内服指導の有無、⑤アンチ・ドーピング教育受講の有無、⑥学年の6項目の結果から分析を行った。以上の調査用紙における調査仮説は以下の2点である。①本学学生のドーピングの知識に対しての興味関心が高い→ドーピング教育を望んでいる。②ドーピングに関する考え方は所属やおかれている環境により違う(または変化する)→どのような環境や段階の考え方がマイナスかを明らかにすることにより、どの段階にドーピング教育を行ったらよいかを検討できる。

調査は日本体育大学1年生から3年生の全学生を対象に集合調査法で行った。回収数は3,055名(1年生1,045名、2年生1,021名、3年生986名、NA3名)、有効回収率は99.9%(1年生34.2%、2年生33.4%、3年生32.3%、N.A.0.1%)であった。分析は「おおいにあてはまる」5点、「ややあてはまる」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりあてはまらない」2点、「まったくあてはまらない」1点とし、学年の比較分析を行うためSPSS11.5により、平均値の差の有意差を算出するT検定を用い5%水準をもって有意とした。

〈アンケート調査〉

2005年6月28日・29日(授業終了後の教室にて)

2005年10月4日・6日・7日・12日・13日・17日・21日(授業終了後の教室にて)

調査の前には調査の目的を明らかにし、記入方法の説明を行い配布・回収した。

〈聞き取り調査〉

2005年8月 JADA 聞き取り調査
日本体育協会聞き取り調査

2005年9月 岡山県スポーツ・ドクター聞き取り調査
兵庫県体育協会聞き取り調査

静岡県体育協会聞き取り調査
2006年2月 愛知県体育協会聞き取り調査
大阪体育協会聞き取り調査
京都府体育協会聞き取り調査
広島県体育協会聞き取り調査
2006年3月 北海道体育協会聞き取り調査

3. 日本におけるアンチ・ドーピング組織の動向

(1) JADA(日本アンチ・ドーピング機構)の現状

WADA(世界アンチ・ドーピング機構)は1999年11月に創設された。この機関の創設は同年の2月にローザンヌで行われたIOCのアンチ・ドーピング会議において、スポーツ関係者、各国政府、関連非政府組織などにより「スポーツに関するローザンヌ宣言」が採択されたことによる。本部はカナダモントリオールにあり、わが国は政府側のアジア地域を代表した常任理事国である。表1はWADAのドーピング検査実施件数とA検体陽性が疑われる分析結果件数を表したものである。2003年には151,210件だった実施数は2005年には183,337件と増加しており、陽性が疑われた件数も2003年2,447件、2004年2,909件、2005年3,909件と増加している。

このWADAの創設に伴い、日本国内では2001年日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が設立された。また、2003年にはJADA、文部科学省、日本オリンピック委員会の協力により、アジア・オセアニア地域オフィスが東京に開設され、アンチ・ドーピング活動推進の拠点として位置づけられている。WADAとJADAはそれぞれが独立した機関であるが、活動には連携をもち、JADAの設立により、国際基準に沿ってドーピング・コントロールを行うことができる仕組みが整った。JADAは総務委員会、マーケティング委員会、ドーピング・コントロール委員会、教育・倫理委員会、情報・管理委員会の五つの組織があり、二つの専門部会、評議委員会、事務局で構成されている。

しかし、表2の各国検査件数で比較してみると日本の検体数が国際的に見て非常に少ないことがわかる。そのため、日本はドーピング検査には非積極的で、世界的に見るとクリーンなイメージではないとされている。日本の検体数は平成14年には2,829件、15年2,269件、16年1,926件と減少傾向にあり、また、検

表1 ドーピング検査実施件数

	2003		2004		2005	
	実施数	陽性	実施数	陽性	実施数	陽性
Olympic Sports	113,559	1,707	128,591	2,145	139,836	2,958
Non-Olympic Sports	37,651	740	40,596	764	43,501	951
TOTAL	151,210	2,447	169,187	2,909	183,337	3,909

表2 平成16年各国検査件数

国	米国	豪州	中国	日本	英国	カナダ	南ア	フィンランド	ノルウェー
検体数	7,630	6,134	5,461	1,926	5,931	2,618	2,618	1,844	3,092

F1 (表3) 学年と性別

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
男性	777	74.4%	747	73.2%	691	70.1%
女性	268	25.6%	274	26.8%	295	29.9%
N.A	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

査は三菱化学のサポートで行われているが、4年ごとに機械が新しくなるために、莫大な資金がかかるなど、国からの公の資金を導入する必要があるとされていた。

このような状況の中で、平成18年度からJADAでのドーピング検査が大きく変化している。日本におけるアンチ・ドーピング組織の動向で述べたとおり、これまで日本のドーピング検査数は減少傾向にあったが、今年のJADAの実施計画ではJADAのみで平成18年7月から19年2月までの8カ月間に790件の検査を予定している。1カ月当たり約99件、1週間当たり約25件、対象アスリートは約1,000名で加盟57団体すべての競技種目において検査官約80名が日本全国で実施する予定である。

また、WADAがIF（国際競技連盟）、各国アンチ・ドーピング機関、公認分析機関における情報共有データベースとしてADAMS（Anti-Doping Administration and Management System）を開発し、居場所情報管理（TUEデータの入力、管理、共有）、検査結果のクリアリングハウス機能、統計結果のデータベース構築を進めており、選手は情報更新などの入力の責務を果たす必要があり、JADAは入力画面の翻訳や和文版取扱説明書、操作説明会の実施などを進めている。

(2) 国民体育大会でのドーピング検査実施

日本体育協会では国体の改革・改造の一環として2003（平成15）年の静岡国体からドーピング・コントロールを導入した。これは競技会開催の立場から公正な競技会を成立させるうえで、ドーピング・コントロールは必要不可欠なものであり、国民体育大会の質を向上させ、世界的なアンチ・ドーピング活動の動向に沿うかたちでの導入であった。日本体育協会では2002年1月にドーピング・コントロールの導入を表明し、2002年11月の理事会において2003年の静岡国体からの実施を正式に決定した。

また、国民体育大会へのドーピング・コントロールの導入に伴い、「国体医事部会」と「アンチ・ドーピ

ング部会」の二つの組織を新設した。国体医事部会は検査を厳正に行うための組織であり、アンチ・ドーピング部会はアンチ・ドーピング教育・啓発活動を行い、情報を提供していく組織である。このことにより、既存の「スポーツ・ドクター部会」もアンチ・ドーピング活動に対して重要な役割を担うことになり、ドーピング違反の最終的な確定機関として聴聞機能を果たす委員会「裁定委員会」が設置された。

しかしながら、totoの補助金を財源としてJOCでの競技外検査、競技団体、国民体育大会でドーピング検査を行うことになっているが、totoの売り上げが減少傾向にあり、目標検体数に達していない。また、トップアスリートと一般競技者ではドーピングに対する認識が大きく異なり、特に一般競技者ではドーピングに関する知識がないまま、うっかり市販のドリンクや薬などを飲んでドーピング検査で陽性になってしまう可能性が高くなっている。

日本体育協会からのドーピング講習会費用が年間8万円程度（16年度）支給されているが、ほとんどの都道府県が選手に対しては国体の結団式の際に一度講習を行う程度にしか教育・啓発が行われておらず、アンチ・ドーピングに対して各都道府県、競技団体間に温度差が見られる。また、各都道府県の体育協会ではスポーツ医科学委員会および、アンチ・ドーピング委員会が設置されているが、薬剤師がメンバーに入っていないところもあり、今後薬剤師の導入が必要である。実際のところ、ドーピング禁止薬は日々変化しており、各都道府県では選手や監督からの問い合わせの対応に追われている状況にある。

4. 日本体育大学生の調査結果および考察

(1) 属性

①F1（表3）は学年と性別を表したものである。1年生では約75%が男性であるが、3年生になると短期大学部からの編入学が増加するために男性は約70%となる。

F2 (表4) 学年と所属

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
はい	860	82.3%	758	74.2%	698	70.8%
いいえ	185	17.7%	263	25.8%	287	29.1%
N.A	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

F3 (表5) 学年と競技レベル

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
クラブ内で試合を楽しむ程度	78	7.5%	58	5.7%	36	3.7%
市の試合に出る程度	83	7.9%	74	7.2%	64	6.5%
県レベルの試合に出る程度	459	43.9%	407	39.9%	384	38.9%
全国レベルの試合に出る程度	375	35.9%	412	40.4%	430	43.6%
国際レベルの試合に出る程度	33	3.2%	47	4.6%	45	4.6%
国際レベルで入賞する程度	16	1.5%	17	1.7%	27	2.7%
N.A	1	0.1%	6	0.6%	0	0.0%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

F4 (表6) 学年と内服指導の有無

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
はい	156	14.9%	106	10.4%	91	9.2%
いいえ	885	84.7%	908	88.9%	893	90.6%
N.A	4	0.4%	7	0.7%	2	0.2%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

F5 (表7) 学年とドーピング教育

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
はい	246	23.5%	200	19.6%	181	18.4%
いいえ	795	76.1%	815	79.8%	803	81.4%
N.A	4	0.4%	4	0.4%	2	0.2%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

②F2 (表4) は学年と運動部 (クラブ・サークル) 所属の有無を表したものである。1年生では82.3%が所属しているが、2年生では74.2%、3年生では70.8%と学年が上がるにつれて所属する学生は減少している。

③F3 (表5) は学年と競技レベルを表したものである。全国レベル出場・国際レベル出場・国際レベル入賞をあわせてみると、1年生では40.6%、2年生46.7%、3年生50.9%と学年が上がるにつれて競技レベルは高くなっている。

④F4 (表6) は学年とスポーツ・ドクターからの医薬品の内服指導の有無を表したものである。1年生14.9%、2年生10.4%、3年生9.2%と学年が上がるにつれて、指導を受けた経験が少ない。

⑤F5 (表7) はアンチ・ドーピング教育受講の有無を表したものである。受けたことがある学生は1年生23.5%、2年生19.6%、3年生18.4%と学年が下がるにつれてドーピング教育を受けたことがある学生が多い。

属性調査の結果では、①学年が上がるにつれて運動

部（クラブ・サークル）に所属する学生は減少している、②学年が上がるにつれて競技レベルは高くなっており、3年生では約50%が全国レベルの大会に出場以上の競技成績を持っている、③学年が下がるにつれて、スポーツ・ドクターからの医薬品の内服指導を受けた経験が多い、④アンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生は1年生が最も多く全体では約2割であることなどの特徴が明らかになった。このスポーツ・ドクターからの指導やアンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生については、1年生の40.6%が全国レベルの大会に出場以上の成績を持っており、国民体育大会でのアンチ・ドーピング教育が浸透してきているためではないかと考えられる。

(2) アンチ・ドーピング教育について

表8はアンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生と受けたことのない学生のドーピングに関する

考え方のt検定結果である。「教育を受けたことがある」学生が高い値を示したのは「ドーピングはモラルに反すると思う」**「ドーピングはフェアプレー精神に反すると思う」*、「スポーツで勝つことは社会的名声を得ることだと思う」*、「ドーピングはしてはいけないし、許されることではないと思う」***の4項目であった。また、「教育を受けたことがない」学生が高い値を示したのは「身体に害がなければドーピングを行ってもよいと思う」*、「金メダルが取れるならば5年後に死ぬとわかっていてもドーピングすると思う」*、「自分はドーピングをしていないので友達がしていても関係がないと思う」**、「一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをすると思う」**、「優れたスポーツ選手がドーピングを行うのは仕方がないと思う」**、「チームが勝つためであればドーピングも許されると思う」*、「競技力向上のためにはドーピングを

表8 アンチ・ドーピング教育の有無（ドーピングに関する考え方）t検定結果

質問項目	教育を受けた	受けていない	t-value
ドーピングはモラルに反すると思う	4.30±1.016	4.15±1.107	3.133**
試合に勝つためには人体の人工的加工は必要であると思う	2.14±1.228	2.15±1.235	-0.259
身体に害がなければドーピングを行ってもよいと思う	2.10±1.308	2.22±1.321	-2.020*
スポーツ選手はドーピングについての知識が必要であると思う	4.61±.900	4.49±0.990	2.723
ドーピングはフェアプレー精神に反すると思う	4.38±.994	4.28±1.079	1.993*
優れたスポーツ選手をつくり出すためには遺伝子操作も必要であると思う	2.10±1.270	2.11±1.228	-0.111
ドーピングはフェアプレー精神に反すると思う	4.30±1.103	4.21±1.195	1.923
他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う	2.08±1.215	2.15±1.266	-1.329
金メダルが取れるならば5年後に死ぬとわかっていてもドーピングすると思う	1.56±1.045	1.66±1.163	-2.181*
有名選手の行動は社会的に影響を与えていると思う	4.32±1.000	4.29±0.984	0.819
自分はドーピングをしていないので友達がしていても関係がないと思う	2.05±1.149	2.20±1.230	-2.793**
スポーツで勝つことは社会的名声を得ることだと思う	3.64±1.263	3.53±1.257	2.038*
一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをすると思う	2.36±1.410	2.60±1.419	-3.800**
有名選手のドーピングはそれが倫理的問題であっても認められると思う	2.04±1.190	2.13±1.202	-1.699
ドーピングはしてはいけないし、許されることではないと思う	4.07±1.184	3.89±1.238	3.317***
チームメイトがドーピングをしていたらそれをとめると思う	3.96±1.173	3.92±1.188	0.807
コーチや監督から渡されたサプリメントやドリンクは飲むと思う	3.80±1.121	3.86±1.100	-1.220
薬に頼って勝つのは不正なことなので許せないと思う	3.78±1.324	3.76±1.284	0.474
優れたスポーツ選手がドーピングを行うのは仕方がないと思う	1.81±1.053	1.95±1.089	-2.946**
チームが勝つためであればドーピングも許されると思う	1.78±1.059	1.88±1.095	-2.151*
監督コーチのいうことは絶対だと思う	2.46±1.203	2.43±1.209	0.485
競技力向上のためにはドーピングをしてもかまわないと思う	1.75±1.039	1.90±1.082	-3.099**
検査のない競技会ではドーピングをしてもよいと思う	1.88±1.144	2.00±1.203	-2.160*
将来的にはドーピングは認められると思う	1.91±1.128	2.02±1.166	-2.219*
スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う	1.83±1.097	1.87±1.088	-0.821

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$

表9 ドーピング教育の有無（アンチ・ドーピングに対して知りたいこと）*t*検定

質問項目	教育を受けた	教育を受けていない	<i>t</i> -value
ドーピングはなぜいけないのか	3.49±1.298	3.66±1.278	-2.914
どのような大会でドーピング検査をしているのか	3.65±1.274	3.76±1.218	-1.905
安心して使える薬品のリスト	4.34±1.103	4.19±1.141	2.936**
ドーピング検査の手順（ドーピング検査の受け方）	3.62±1.275	3.67±1.228	-0.875
ドーピングに対する処罰	3.75±1.208	3.81±1.173	-1.230
ドーピングで処罰された選手	3.43±1.330	3.48±1.301	-0.786
ドーピングテストでドーピングが発覚しない方法	3.40±1.433	3.61±1.339	-3.259***
ドーピングの副作用	4.29±1.050	4.25±1.064	0.816

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$

表10 学年とドーピング教育（ドーピングはなぜいけないか）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
全くあてはまらない	119	11.4%	80	7.8%	67	6.8%
あまりあてはまらない	91	8.7%	84	8.2%	87	8.8%
どちらともいえない	275	26.3%	222	21.7%	177	18.0%
ややあてはまる	265	25.4%	267	26.2%	341	34.6%
おおいにあてはまる	286	27.4%	352	34.5%	307	31.1%
N.A	9	0.9%	16	1.6%	7	0.7%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

してもかまわないと思う]**, 「検査のない競技会ではドーピングをしてもよいと思う」*, 「将来的にはドーピングは認められると思う」*の9項目であった。

表9はアンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生と受けたことのない学生のアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいかの*t*検定結果である。教育を受けたことがある学生が高い値を示したのは「安心して使える薬品のリスト」**, 教育を受けたことがない学生が高い値を示したのは「ドーピングテストでドーピングが発覚しない方法」***のそれぞれ1項目であった。

アンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生と受けたことがない学生ではドーピングに関する考え方やドーピングについて知りたいことに差が見られた。アンチ・ドーピング教育を受けている学生と受けていない学生では倫理観について違いが見られ、受けていない学生のほうがドーピングに対して倫理観を持っていない傾向にあることが明らかになった。以上の結果は、アンチ・ドーピング教育が有効であることを示唆している。

表10~19は「あなたはアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか?」という設問に対しての学年別結果である。

①ドーピングはなぜいけないか

表10はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか? に対して「ドーピングはなぜいけないか」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生52.8%, 2年生60.7%, 3年生65.7%と学年が上がるにつれてドーピングはなぜいけないかを知りたいと回答している。

②ドーピング検査のある大会

表11はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか? の問いに対して「ドーピング検査のある大会」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生58.8%, 2年生61.6%, 3年生68.3%と学年が上がるにつれてドーピング検査のある大会を知りたいと回答している。

③安心して使える薬のリスト

表12はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか? の問いに対して「安心して使える薬のリスト」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生75.9%, 2年生75.7%, 3年生81.9%と3年生が最も安心して使える薬のリストを知りたいと回答している。

表 11 学年とドーピング教育（ドーピング検査のある大会）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	94	9.0%	68	6.7%	52	5.3%
あまりあてはまらない	68	6.5%	73	7.1%	70	7.1%
どちらともいえない	261	25.0%	237	23.2%	185	18.8%
ややあてはまる	275	26.3%	264	25.9%	341	34.6%
おおいにあてはまる	340	32.5%	364	35.7%	332	33.7%
N.A	7	0.7%	15	1.5%	6	0.6%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 12 学年とドーピング教育（安心して使える薬のリスト）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	53	5.1%	39	3.8%	41	4.2%
あまりあてはまらない	21	2.0%	36	3.5%	30	3.0%
どちらともいえない	167	16.0%	160	15.7%	102	10.3%
ややあてはまる	185	17.7%	207	20.3%	229	23.2%
おおいにあてはまる	608	58.2%	566	55.4%	579	58.7%
N.A	11	1.1%	13	1.3%	5	0.5%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 13 学年とドーピング教育（ドーピング検査の手順）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	98	9.4%	68	6.7%	55	5.6%
あまりあてはまらない	76	7.3%	61	6.0%	73	7.4%
どちらともいえない	311	29.8%	268	26.2%	217	22.0%
ややあてはまる	252	24.1%	263	25.8%	318	32.3%
おおいにあてはまる	296	28.3%	347	34.0%	315	31.9%
N.A	12	1.1%	14	1.4%	8	0.8%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

④ドーピング検査の手順

表 13 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「ドーピング検査の手順」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生52.4%、2年生59.8%、3年生64.2%と学年が上がるにつれてドーピング検査の手順を知りたいと回答している。

⑤ドーピングに対する処罰

表 14 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「ドーピングに対する処罰」の回答結果である。「ややあてはまる」

「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生58.5%、2年生64.8%、3年生68.2%と学年が上がるにつれてドーピングに対する処罰を知りたいと回答している。

⑥処罰された選手

表 15 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「処罰された選手」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは1年生47.0%、2年生52.3%、3年生49.2%と2年生が最も処罰された選手を知りたいと回答している。

表 14 学年とドーピング教育（ドーピングに対する処罰）

	1 年生		2 年生		3 年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	83	7.9%	48	4.7%	41	4.2%
あまりあてはまらない	57	5.5%	52	5.1%	59	6.0%
どちらともいえない	284	27.2%	245	24.0%	207	21.0%
ややあてはまる	275	26.3%	278	27.2%	336	34.1%
おおいにあてはまる	337	32.2%	384	37.6%	336	34.1%
N.A	9	0.9%	14	1.4%	7	0.7%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 15 学年とドーピング教育（処罰された選手）

	1 年生		2 年生		3 年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	133	12.7%	73	7.1%	94	9.5%
あまりあてはまらない	95	9.1%	85	8.3%	113	11.5%
どちらともいえない	317	30.3%	313	30.7%	286	29.0%
ややあてはまる	208	19.9%	208	20.4%	217	22.0%
おおいにあてはまる	283	27.1%	326	31.9%	268	27.2%
N.A	9	0.9%	16	1.6%	8	0.8%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 16 学年とドーピング教育（ドーピングの歴史）

	1 年生		2 年生		3 年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	122	11.7%	81	7.9%	75	7.6%
あまりあてはまらない	110	10.5%	88	8.6%	110	11.2%
どちらともいえない	332	31.8%	303	29.7%	283	28.7%
ややあてはまる	182	17.4%	224	21.9%	243	24.6%
おおいにあてはまる	291	27.8%	311	30.5%	267	27.1%
N.A	8	0.8%	14	1.4%	8	0.8%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

⑦ドーピングの歴史

表 16 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「ドーピングの歴史」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは 1 年生 45.2%、2 年生 52.4%、3 年生 51.7%と 2 年生が最もドーピングの歴史を知りたいと回答している。

⑧ドーピングが発覚しない方法

表 17 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「ドーピングが発覚しない方法」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは 1 年生 47.6%、2 年生 55.1%、3 年生 59.8%と学年が上がる

につれてドーピングが発覚しない方法を知りたいと回答している。

⑨ドーピングの副作用

表 18 はアンチ・ドーピングに対してどのようなことを知りたいですか？ の問いに対して「ドーピングの副作用」の回答結果である。「ややあてはまる」「おおいにあてはまる」と回答したのは 1 年生 76.8%、2 年生 79.0%、3 年生 85.7%と学年が上がるにつれてドーピングの副作用を知りたいと回答している。

ドーピングについて知りたいことでは、「ドーピングはなぜいけないのか」、「ドーピング検査のある大会」、「ドーピング検査の手順」、「ドーピングに対する処罰」、「ドーピングが発覚しない方法」、「ドーピング

表 17 学年とドーピング教育（ドーピングが発覚しない方法）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	154	14.7%	98	9.6%	83	8.4%
あまりあてはまらない	70	6.7%	78	7.6%	75	7.6%
どちらともいえない	313	30.0%	264	25.9%	232	23.5%
ややあてはまる	161	15.4%	192	18.8%	247	25.1%
おおいにあてはまる	336	32.2%	371	36.3%	342	34.7%
N.A	11	1.1%	18	1.8%	7	0.7%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 18 学年とドーピング教育（ドーピングの副作用）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	42	4.0%	37	3.6%	26	2.6%
あまりあてはまらない	17	1.6%	26	2.5%	21	2.1%
どちらともいえない	175	16.7%	136	13.3%	89	9.0%
ややあてはまる	245	23.4%	245	24.0%	256	26.0%
おおいにあてはまる	558	53.4%	562	55.0%	589	59.7%
N.A	8	0.8%	15	1.5%	5	0.5%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

表 19 学年とドーピング教育（ドーピングの種類）

	1年生		2年生		3年生	
	度数	%	度数	%	度数	%
まったくあてはまらない	57	5.5%	44	4.3%	30	3.0%
あまりあてはまらない	21	2.0%	36	3.5%	28	2.8%
どちらともいえない	215	20.6%	178	17.4%	142	14.4%
ややあてはまる	246	23.5%	249	24.4%	289	29.3%
おおいにあてはまる	498	47.7%	498	48.8%	491	49.8%
N.A	8	0.8%	16	1.6%	6	0.6%
合計	1,045	100.0%	1,021	100.0%	986	100.0%

の副作用」,「ドーピングの種類」の7項目において,学年が上がるにつれてアンチ・ドーピング教育の必要性を感じていることが明らかになった。

(3) ドーピングに対する考え方(社会的側面・教育的側面・医学的側面)

表 20 (1年生・2年生), 表 21 (2年生・3年生) はドーピングに関する考え方(社会的側面・教育的側面・医学的側面)に対する学年比較の t 検定結果である。

①1年生の特徴

1年生が2年生より高い値を示したのは「ドーピングが発覚して出場停止になるのは当然だ」**, 「ドーピングはフェアプレー精神に反する」** 「有名選手の行

動は社会的に影響を与えている」**, 「ドーピングは許されることではない」**, 「薬に頼って勝つのは不正なことなので許せない」**, 「コーチや監督から渡されたサプリメント等は飲む」**, 「監督コーチのいうことは絶対だ」**の7項目であった。

②2年生の特徴

2年生が1年生より高い値を示したのは「身体に害がなければドーピングを行ってもよい」**, 「勝つためには遺伝子操作も必要である」**, 「ドーピングは個人の自由である」**, 「友達がドーピングをしていても関係がない」**, 「お金が手に入るのならドーピングをする」**, 「倫理的問題であっても認められる」**, 「優れた選手がドーピングを行うのは仕方がない」**, 「競技

表 20 ドーピングに対する考え方t検定 (1年生・2年生)

質問項目	1年生	2年生	t-value
身体に害がなければドーピングを行ってもよい	2.14±1.303	2.30±1.337	-2.888**
ドーピングが発覚して出場停止になるのは当然だ	4.38±1.046	4.20±1.120	3.653**
勝つためには遺伝子操作も必要である	2.01±1.228	2.16±1.253	-2.642**
ドーピングはフェアプレー精神に反する	4.27±1.187	4.08±1.251	3.587**
ドーピングは個人の自由である	2.09±1.293	2.23±1.264	-2.441**
有名選手の行動は社会的に影響を与えている	4.34±0.950	4.18±1.097	3.595**
友達がドーピングをしていても関係がない	2.12±1.219	2.26±1.240	-2.569**
お金が手に入るのならドーピングをする	2.41±1.432	2.64±1.435	-3.616**
倫理的問題であっても認められる	2.07±1.205	2.17±1.210	-2.003**
ドーピングは許されることではない	4.01±1.221	3.82±1.230	3.467**
コーチや監督から渡されたサプリメント等は飲む	3.92±1.103	3.83±1.123	1.957**
薬に頼って勝つのは不正なことなので許せない	3.86±1.282	3.65±1.300	3.730**
優れた選手がドーピングを行うのは仕方がない	1.87±1.079	1.99±1.099	-2.513**
監督コーチのいうことは絶対だ	2.57±1.251	2.39±1.199	3.437**
競技力向上のためにはドーピングをしてもかまわない	1.83±1.070	1.97±1.111	-2.977**
将来的にはドーピングは認められる	1.91±1.118	2.11±1.201	-3.815**
スポーツの発展のためにはドーピングは必要である	1.83±1.098	1.94±1.116	-2.390**

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$

表 21 ドーピングに関する考え方t検定 (2年生・3年生)

質問項目	2年生	3年生	t-value
ドーピングはモラルに反する	4.12±1.105	4.23±1.036	-2.402**
身体に害がなければドーピングを行ってもよい	2.30±1.337	2.14±1.308	2.719**
ドーピングが発覚して出場停止になるのは当然だ	4.20±1.120	4.33±1.007	-2.776**
ドーピングはフェアプレー精神に反する	4.08±1.251	4.33±1.065	-4.698**
ドーピングは個人の自由である	2.23±1.264	2.08±1.195	2.806**
5年後に死ぬとわかっていてもドーピングする	1.70±1.189	1.57±1.045	2.731**
有名選手の行動は社会的に影響を与えている	4.18±1.097	4.36±0.893	-4.123**
友達がドーピングをしていても関係がない	2.26±1.240	2.12±1.176	2.612**
ドーピングは許されることではない	3.82±1.230	3.94±1.231	-2.173*
薬に頼って勝つのは不正なことなので許せない	3.65±1.300	3.77±1.283	-2.070*
競技力向上のためにはドーピングをしてもかまわない	1.97±1.111	1.82±1.036	3.091**
検査のない競技会ではドーピングをしてもよい	2.06±1.213	1.87±1.118	3.660**
将来的にはドーピングは認められる	2.11±1.201	1.98±1.152	2.380*
スポーツの発展のためにはドーピングは必要である	1.94±1.116	1.83±1.050	2.348*

* $p < 0.05$ ** $p < 0.01$

力向上のためにはドーピングをしてもかまわない]**, 「将来的にはドーピングは認められる]**, 「スポーツの発展のためにはドーピングは必要である]**の10項目であった。

2年生が3年生より高い値を示したのは「身体に害がなければドーピングを行ってもよい]**, 「ドーピン

グは個人の自由である]**, 「5年後に死ぬとわかっていてもドーピングする]**, 「競技力向上のためにはドーピングをしてもかまわない]**, 「検査のない競技会ではドーピングをしてもよい]**, 「将来的にはドーピングは認められる]**, 「スポーツの発展のためにはドーピングは必要である]**「友達がドーピングをして

いても関係がない]**の8項目であった。

③3年生の特徴

3年生が2年生より高い値を示したのは「ドーピングはモラルに反する」**、「ドーピングが発覚して出場停止になるのは当然だ」**、「ドーピングはフェアプレー精神に反する」**、「有名選手の行動は社会的に影響を与えている」*、「ドーピングは許されることではない」*、「薬に頼って勝つのは不正なことなので許せない」**の6項目であった。

以上の結果より、1年生・3年生より2年生のほうが、倫理的問題があることが明らかになった。また、1年生は他の学年の学生より指導者の存在が大きいことが明らかになった。

2年生の倫理観が低い値を示した理由としては次のようなことが考えられる。選手にとって、1年生・2年生のうちにクラブの上位またはレギュラーに位置することは非常に重要なことである。つまり、上級生になるまでに良い競技成績を収めることが必須であり、そのため、2年生の「何が何でも勝つことが重要である」という意識が高まり、倫理観が低い値を示したことが考えられる。このため、1年生の早い時期からアンチ・ドーピング教育をすることが有効であることが明らかになった。

現在、本学にはスポーツ局があり、8名の種目監督・コーチ（駅伝2名、バスケットボール男子1名、バスケットボール女子1名、体操競技女子1名、レスリング1名、競泳女子1名、軟式野球1名）と1名の専任スタッフ、2名のトレーナー、1名の栄養管理士が所属している。今回の調査結果を受けて、2006年7月21日に専任スタッフ、アスレティックトレーナーと「アンチ・ドーピングに関する研究調査」の結果をもとに、話し合いを持ち、今後本学でドーピングに対してどのような教育・啓発を行っていくのかを検討した。結果、8名の種目監督・コーチおよび強化指定選手に対して年に一度のドーピング講習会を行う。また、アスレティックトレーナーや栄養管理士が各クラブの合宿などに派遣された際には、ドーピング講習会を行うことの2点が来年度から実施可能な内容であることが確認できた。しかし、12名のスタッフではすべての学生へのアンチ・ドーピング教育は不可能である。全運動部の指導者への教育啓発が行われる必要がある。また、全選手や卒業生たちが毎年変化していくドーピングリストを利用することができるよう、アスレティックトレーナーやDCOの資格を持つ教員による働きかけで、本学HPに選手が使える薬のリストを記載することを決定した。

D. R. Mottramは「スポーツにおける薬物乱用問題にどのように取り組むべきか？」¹⁵⁾という節の中で、

その方法を四つ述べている。

①改善されたテスト方法「薬物使用者にとって根本的にその使用を引き止めるものは、発見されることへの恐怖である。発見されることへの恐怖が高ければ高いほど、薬物使用の可能性は低くなる。科学技術の進歩に伴って、薬物の検出方法は改善され続けるだろう。検査方法や検出方法は矛盾のないことが重要である。この一貫性はスポーツ間だけではなく国家間にも適応される。とくに競技的イベントや国内的イベントにおけるランダム検査において重要である。また、組織団体によって前もって制定された罰則が実際に実施されることが重要で、選手側が正しく扱われ公平な査問を受けたと感じなければならない。」

②協力「薬物検査計画の一貫性についての論議のなかで、組織間の協力が重要で、今以上に広げる必要がある。また、薬物濫用の問題には国家の政府間において高レベルな議論がもたれるべきである。現在では多くの国家組織が、競技団体や選手に実際的な助言をすることを奨励している。また、薬物検査の研究にかかる多額の資金に関して、政府は資金面での援助をすべきである。政府は競技に参加するスポーツ選手や、より重要である高校や大学の可能性のあるスポーツ選手にねらいを教育やキャンペーン運動を実施することによって完全にできるだろう。」

③研究「スポーツにおける薬物に関する研究は『1. パフォーマンスに及ぼす薬物の影響、2. 薬物使用に対する姿勢、3. 科学的分析および生化学的分析の進歩』の3点に集約される。スポーツ選手およびスポーツ選手に親しく接している人々の姿勢を研究することも必要とされている。この研究は人々の薬物に対する認識、薬物の有効性や副作用の点からいくつかの興味ある結果を明らかにすることができる。」

④教育「禁止された物質のリスト、それらの使用に関する規則の発表、違反者に対する資格剥奪の脅威は、スポーツ選手に薬物使用を思いとどまらせる効果があるだろう。スポーツにおける薬物濫用問題の真の意味での解決は、まだ薬物を濫用し始めていない人や、薬物の濫用からのリハビリ中の人に対する教育にかかっている。情報普及のための組織は、政府、国際および国内競技団体、コーチ、親までも含まれるべきである。これらの団体のそれぞれがスポーツ選手に教える前に自分たちへの教育を行うべきである。」

このことから、本大学でのアンチ・ドーピング教育について、①改善されたテスト方法②協力については、アンチ・ドーピングに関する専門の機関を設けること、アンチ・ドーピングキャンペーン運動を実施することなどが考えられる。また、③の研究については研究所やトレーニングセンターで組織的にアンチ・

ドーピングに関する研究をさらに進めていくことなどが考えられ、この研究結果を本学学生に還元していく必要がある。④の教育に関してはスポーツ局、各クラブ・サークル、授業を連携させて、アンチ・ドーピング教育を進めていく必要がある。特に現在選手としてスポーツに携わっている学生に対してはドーピングに関する専門の機関を設け、対応していく必要がある。また、現在選手として活躍していない学生でも、将来的に選手育成に関わる可能性があることを考え、全学生の教育課程の中にアンチ・ドーピング教育を組み込む必要がある。

なぜ大学でのアンチ・ドーピング教育が必要であるかを検討するには、Karl-Heinrich Bette 氏¹⁶⁾による、社会の競技スポーツ離れの可能性の三つが参考になるであろう。一つはマスメディアによるスキャンダル化と観衆の幻滅である。「世間の集合的記憶はマスメディアによってつくられ生かされるのだが、そこにおいて競技スポーツはもはや《誠実》・《フェアネス》・《純白》といった属性を自力で主張することができなくなっている。このゲシュタルト転換は見渡せないほど広範囲で起こった。競技スポーツとその関係者たちに対する世間全体の目がまるで変わってしまった。以前はスポーツはフェアで特別な世界とみなされ、社会的な歪みが横行するスポーツの世界とは一線が画されていたのだが、ドーピングに直面してそのような見方は修正を迫れ、巧みな駆け引きを特徴とするスポーツ像が前面に出てきたのである。組織化されたスポーツは他のすべての社会領域と全く同様に、モラルが低く、腐敗の可能性もあるということになった。組織化されたスポーツにとってドーピング問題で一番怖いのは、マスメディアによるスキャンダルが累積することで観衆の間でスポーツの《評判が落ちる》ことである。政治・経済界も、観衆の関心があることからこそ競技スポーツを支援するわけであるから、このゲシュタルト転換は援助を提供する政治・経済界の構えにも影響を及ぼすのである。」もし、学内のクラブに所属する学生がドーピング検査で陽性になった場合にその選手だけではなく、クラブ全体や大学全体への強いマイナス影響が懸念される。また、もしそれが誤った指導によってあるいはうっかり使った薬によるものであったなら、本学の教育問題として社会的にもマイナスなイメージを受けることになる。

二つ目に、政治経済の離反で「ドーピングが知れ渡ると、政治的にも経済的にもスポーツの有用性はゼロになるが、それだけではない。ドーピングを行い、まさに血液や尿で自己の肖像を汚したスポーツヒーローを国家や経済界が引き続き助成しようとする、国家や経済界のあり方そのものが問われることになる」と

述べている。本学の学生でもスポーツ推薦で学費免除や一部免除で入学した学生、奨学金や強化指定選手として経済的援助を受けている学生も数多く存在する。その学生に陽性の結果が出た場合、大学としての処分やこれまで受けた免除返還や経済的援助停止などの処分を検討される可能性がある。その場合、スポーツ活動を継続できない選手が出てくる可能性もあり、大学にとって大きな損害になることは避けられないであろう。

三つ目に、後継者育成の諸問題として「ドーピングは、親がわが子を守りきれない独自のダイナミズムがスポーツのなかで働いていることを知らせるものである。コーチが自分の仕事のために未成年の被保護者たちに秘密裏にアナボリックステロイドを投与するとなれば、きっと親はスポーツ関係者を信用しなくなるだろう。子どもの身体や生命が弄ばれるとなると、親の心は離れるものである」と述べている。本学の学生が多数ドーピング検査で陽性になれば、本学に入学させようという親やスポーツ指導者は必ず減少し、存続の危機に陥る可能性もある。

以上のことから、アンチ・ドーピング教育は選手個人やクラブに任せておけばよいという問題ではなく、なっていることを大学として十分認識する必要がある。本学は日本のスポーツ界をリードしてきた大学であり、今後もスポーツ選手やスポーツ指導者の育成を進めていく大学である。今後はさらに①本学学生のアンチ・ドーピングに関する倫理観が他の一般大学生とどのような差があるのかを比較すること、②世界的なアンチ・ドーピング教育の現状を明らかにすることの2点について研究を進めていきたい。このように他大学に先駆けて組織的にアンチ・ドーピング研究・教育を進めていくことにより、他の大学やスポーツ界にそのノウハウを広げていくことができると示唆される。

7. ま と め

1999年WADA(世界アンチ・ドーピング機構)の創設、2001年JADA(日本アンチ・ドーピング機構)の設立、2003年アジア・オセアニア地域オフィスの東京開設、さらに2003年の静岡国体からの国民体育大会でのドーピング・コントロール導入と、今後さらに国内でのアンチ・ドーピング活動は推進されていく。このような動向の中で本学では、現在選手として活躍している学生や今後スポーツ指導者を希望している学生たちに対し、どのようなアンチ・ドーピング教育が必要であるのかを早急に検討する必要があると考えられる。

調査の結果から属性では、①学年が上がるにつれて運動部(クラブ・サークル)に所属する学生は減少し

ている、②学年が上がるにつれて競技レベルは高くなっており、3年生では約50%が全国レベルの大会に出場以上の競技成績を持っている、③学年が下がるにつれて、スポーツ・ドクターからの医薬品の内服指導を受けた経験が多い、④アンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生は約2割であることなどの特徴が明らかになった。

アンチ・ドーピング教育を受けている学生と受けていない学生では、受けていない学生のほうがドーピングに対して倫理観を持っていないことが明らかになった。以上の結果は、アンチ・ドーピング教育が有効であることを示唆している。ドーピングについて知りたいことでは、10項目中7項目において、学年が上がるにつれてアンチ・ドーピング教育の必要性を感じていることが明らかになった。

また、ドーピングに関する意識を学年比較で見ると、1年生・3年生より2年生のほうが、倫理的問題があることが明らかになった。このため、1年生の早い時期からアンチ・ドーピング教育をすることが有効であることが明らかになった。

本大学でのアンチ・ドーピング教育については、アンチ・ドーピングに関する専門の機関を設けること、アンチ・ドーピングキャンペーン運動を実施することなどが考えられる。また、研究所やトレーニングセンターで組織的にアンチ・ドーピング研究をさらに進めていくことなどが考えられ、この研究結果を本学学生や他の関係機関に還元していく必要がある。教育に関してはスポーツ局、各クラブ・サークル、授業を連携させて、アンチ・ドーピング教育を進めていく必要がある。特に現在選手としてスポーツに携わっている学生に対してはドーピングに関する専門の機関を設け、対応していく必要がある。また、現在選手として活躍していない学生でも、将来的に選手育成に関わる可能性があることを考え、全学生にアンチ・ドーピング教育を行うためには、教育課程の中への組み込みが必要であると考えられる。

今後はさらに①本学学生のアンチ・ドーピングに関する倫理観が他の一般大学生とどのような差があるのかを比較すること、②世界的なアンチ・ドーピング教育の現状を明らかにすることの2点について研究を進めていきたい。また、組織的にアンチ・ドーピング研究・教育を進めていくことにより、他の大学やスポーツ界にアンチ・ドーピング教育の方向性を示していきたい。

参考文献

- 1) 「JADA Anti-Doping Guide Book 2005」財団法人日本アンチ・ドーピング機構, 2005.
- 2) 「THE WORLD ANTI-DOPING CODE」財団法人日本アンチ・ドーピング機構, 2005.
- 3) 「平成15年度国民体育大会ドーピング・コントロール規定及び関連規則集」財団法人日本体育協会, 2003.
- 4) 「平成16年度国民体育大会ドーピング・コントロール規定及び関連規則集」財団法人日本体育協会, 2004.
- 5) 「平成14年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 No. IV ドクターズ・ミーティング」財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会, 2003.
- 6) 「平成15年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 No. IV ドクターズ・ミーティング」財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会, 2004.
- 7) 「平成16年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 No. IV ドクターズ・ミーティング」財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会, 2005.
- 8) 伊藤静夫:「国民体育大会におけるドーピング・コントロール」臨床検査, 48(7), 2004, 7.
- 9) 「平成16年度兵庫県アンチ・ドーピング研修会」財団法人兵庫県体育協会, 財団法人日本体育協会, 2004.
- 10) 「平成17年度兵庫県アンチ・ドーピング研修会」財団法人兵庫県体育協会, 財団法人日本体育協会, 2005.
- 11) 「国体選手の健康調査票」財団法人兵庫県体育協会スポーツ医・科学委員会.
- 12) 「平成16年度アンチ・ドーピング意識調査結果(概要)」財団法人愛知県体育協会スポーツ科学委員会, 2004.
- 13) 「地方におけるアンチ・ドーピング活動の取り組み」財団法人日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会, 2005.
- 14) 「平成14年度国体選手の健康手帳」財団法人京都府体育協会, 2002, ほか.
- 15) D. R. MOTTRAM『Drugs in Sport』監訳, 黒田善雄, 河野一郎:『スポーツと薬物使用』文光堂, 1991, pp. 179-184.
- 16) Karl-Heinrich Bette 編, 木村真知子訳:『ドーピングの社会学』不昧堂出版, 2001.
- 17) 海老原 修:『現代スポーツ社会学序説』杏林書院, 2003.
- 18) 海老原 修:『講座・スポーツの社会科学1 スポーツの社会学』杏林書院, 1998.
- 19) 岡田 昇, 黒田善雄:『ドーピングの現状・現実を語る』ブックハウス・エイチディ, 1990.
- 20) 松瀬 学:『汚れた金メダル—中国ドーピング疑惑を追う—』文藝春秋, 1996.
- 21) 高橋正人, 立木幸敏, 河野俊彦:『ドーピング—スポーツの底辺に広がる恐怖の薬物—』講談社, 2000.